

[事案 22-142] 保険料自動振替貸付利息免除請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社が保険料の自動振替貸付についての連絡を怠ったために立替金の返済機会を失ったとして、自動振替貸付の利息免除を求め申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 2 月に契約した申立契約（終身保険）について、平成 9 年から 10 年にかけて保険料の自動振替貸付による立替金が発生していたが、10 年以上が経過した平成 22 年に突然請求書が送られてきた。保険会社が電話・訪問・書留等により立替金発生の事実を伝える努力を怠ったため、返済の機会を喪失したので、自動振替貸付に係る利息を免除すべきである。

<保険会社の主張>

下記理由により、自動振替貸付に係る利息免除の請求に応ずることはできない。

- (1) 自動振替貸付に係る利息を免除することは、特定の契約者を不当に利する結果となることから、その要求に応じることはできない。
- (2) 当社は、自動振替貸付が実施されるつど、「保険料お立替のお知らせ」と「振込用紙」を申立人に送付している。さらに、保険料立替金について明記した「ご契約内容のお知らせ」を毎年申立人に送付しており、知らせる努力をしている。また、申立人は、送付された振込用紙を用いて保険料を支払っている。
- (3) そもそも自動振替貸付が行われた理由は、申立人の保険料引落とし口座の残高不足であり、申立人は自らの口座を確認することにより、保険料が引き落とされていない事実を容易に認識できたはずである。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容を認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立契約の約款によると、自動振替貸付の停止については「保険契約者」からの予め反対の申し出が必要であることになっており、年 8%以下の会社所定の利率で計算した利息を付すことが規定されている。本件においては、申立人が自動振替貸付について予め反対の申し出をしておらず、保険料が支払われないまま猶予期間を徒過した場合は、約款上、保険会社は、申立人が支払う保険料を自動振替貸付し、そこに会社所定の利息を付すことになる。
- (2) 以下の点から、保険会社が申立人に自動振替貸付の事実を認識させる努力を怠ったとは言い得ない。

①自動振替貸付が行われると、自動的に「保険料お立替のお知らせ」と振込用紙が申立人

の住所宛に送付され、貸付の一部は、この振込用紙によって支払われたと考えられる。

②保険料立替金について明記した「ご契約内容のお知らせ」を、毎年申立人に送付している。

③保険料の引落口座において、自動振替貸付が適用された期間の保険料が引き落とされていないことは、申立人自身において通帳の記載を確認するだけで容易に気付き得るものである。

(3) 以上から、約款に従い、申立人は、自動振替貸付及び利息について支払義務を負い、保険会社には、利息の支払を免除すべき法的な義務はない。